

韓愈の擬古用韻について

——「銘」での用例を中心に——

韓愈は、自らの「銘」の押韻部分に上古音風（以下、「擬古」という）の韻字を多く用いている。これは、「銘」の句構成が、『詩經』での諸作品と同様、四字句を中心とした韻文體であることに關連するからであらう。つまり、一句四言という點を共通性として、『詩經』風の擬古用韻を韓愈は試みたと考えられるのである。

もっとも、單純に四言の韻文であるからといって、そのまま擬古用韻になるといふものではない。韓愈の「銘」においても、中古音的用韻例の方が擬古用韻よりも相對的に多くあり、おおむね「銘」は中古音的用韻であるといえる。しかし、韓愈の韻文全體に視野を廣げて見ると、「銘」の用韻と

水谷誠

（五言・七言の）「古體詩」の用韻とを比較すると、擬古という點において、「銘」での擬古的用韻の多さが明らかに⁽¹⁾なる。そうである以上、「銘」が四言であるという點に擬古用韻の要素を求めても、あながち的外れにはならないであらう。

さて、本稿のもくろみとして、次のことを強調しておきたい。つまり、次節「二」で擧げる擬古的用韻例について、現代のわれわれが知りうる上古音の知識でもって、韓愈の表明した上古音の適否を問うことではないということ述べておきたい。むしろ、筆者としては、今回は不十分であるが、なぜ韓愈は自らの知る上古音の知識でもって、そのような擬古的用韻を選択したのかということに強い關心がある。さらに、韓愈自らが知る上古音の知識の材料についても究明した

いと考えていた。しかし、以上の點は、筆者の乏しい知識でもって、ほとんど解明が進まず、これまで發表をためらっていた。ところが、この停止状態を打開するために、今回「研究ノート」として公開し、識者によるご指摘を待つことにした。どうか、多くの讀者によるご教示をお願いしたい。

二

擬古的用韻の用例を擧げるまえに、ここで若干の凡例を示しておきたい。まず、上古音の部分けは、『詩經』などの先秦での用例を見る上で容易であり、しかも、各個別の文字の上古音の部分けの檢索にも便利であることから、『說文解字注』および『六書音均表』を基礎文獻にして、段玉裁十七部を用いる。ただし、段氏の十七部は、漢數字（一・二……）による命名で抽象的にすぎるきらいがあるので、通稱の「支部」「支部」などの部名も併せ用いることにする。次に、各部分けごとの用例に、A・B・Cと大分類の記號を付け、さらに、各部の用例内の通し番號をアラビア數字によって付す。その通し番號の下に、韻字を示し、各韻字ごとに○付き數字で、段氏十七部による上古音の部を記す。最後に題名・卷數・「銘」の一句ごとの字數を記した。なお、ここで使用し

韓愈の擬古用韻について（水谷）

たテキストは、『朱文公校昌黎先生集』（國學基本叢書本 臺灣商務印書館）である。

ところでもう一點述べなくてはならないことは、「銘」に見える押韻のうち、どの用韻を擬古的用韻と認定するかという問題が残っている。本来ならば、『廣韻』（澤存堂本）に代表される中古音に基づいた許容押韻範圍からはずれた用韻のものを全てここに列擧するべきであるはずである。しかし、今回は、異聲調間の用韻例……それが擬古的用韻の例であろうとも……は、除外することにした。かりに、異聲調間の擬古用韻を扱うことよって、上古音の分部の問題と聲調との問題とに、論點が二つとなりより問題が複雑化するのを避けたかったからである。つまり、ここでは、聲調の問題をではなく、上古音の主母音・韻尾を韓愈はいかに見たか、という點に問題を絞りたいのである。

最後に、「銘」の中で中古音による許容押韻範圍から多少はずれる用韻であっても、中古音では近接する韻間の用韻例については、擬古的用韻の例には含めなかった。また、以下の舉例において、『說文解字注』に見えない文字については、その諧聲符により分部を示した。その際、その分部には（）を付した。

之部 (段玉裁第一部)

A—1 :: 側① · 績⑬ · 嗣① (〔清邊郡王楊燕奇碑文、銘〕卷二十四 四言)

A—2 :: 婦① · 夭② (〔監察御史元君妻京兆韋氏夫人墓誌銘〕卷二十四 四言)

A—3 :: 服① · 業⑧ (〔清河郡公房公墓碣銘〕卷二十七 四言)

A—4 :: 師⑮ · 來① (〔平淮西碑〕卷三十 四言)

A—5 :: 旗① · 待① · 悲⑮ (〔柳州羅池廟碑〕卷三十一 雜言)

A—6 :: 始① · 世⑮ (〔柳州羅池廟碑〕卷三十一 雜言)

A—7 :: 宰① · 等① (〔司徒兼侍中中書令贈太尉許國公神道碑銘〕卷三十二 四言)

A—8 :: 史① · 子① · 母① · 屮① (①) · 里① · 祀① · 已① · 焯①

⑮ (〔楚國夫人墓誌銘〕卷三十三 四言)

A—9 :: 茲① · 材① · 時① (〔虢州司戶韓府君墓誌銘〕卷三十五 四言)

A—10 :: 婦① · 母① · 處⑤ (〔四門博士周況妻韓氏墓誌銘〕卷三十五 四言)

蕭部 (段玉裁第二部)

B—1 :: 勞② · 滔③ · 積⑬ · 石⑤ · 高② (〔唐故江南道觀察使

中大夫洪州刺史兼御史……太原王公神道碑銘〕卷三十一 四言)

B—2 :: 幼③ · 守③ · 劭② · 教② · 效② (〔河南府法曹參軍盧府君夫人苗氏墓誌銘〕卷三十四 四言)

幽部 (段玉裁第三、四部)

C—1 :: 慕⑤ · 惡⑤ · 淑③ · 壽③ · 朽③ · 夭② (〔李元寶墓誌〕卷二十四 雜言)

C—2 :: 保③ · 咎③ · 有① · 守③ (〔唐銀青光祿大夫守左散騎常侍致仕上柱國襄陽郡王平陽路公神道碑銘〕卷二十六 四言)

C—3 :: 考③ · 守③ (〔劉統軍碑、銘〕卷二十七 四言)

C—4 :: 屠⑤ · 疇③ · 謳④ (〔唐故江南道觀察使中大夫洪州刺史兼御史……太原王公神道碑銘〕卷三十一 四言)

C—5 :: 周③ · 侯④ · 酬③ · 苗② (〔楚國夫人墓誌銘〕卷三十三 四言)

魚部 (段玉裁第五部)

D—1 :: 離⑬ · 家⑤ (〔河南少尹裴君墓誌銘〕卷二十四 四言)

D—2 :: 語⑤ · 馬⑤ (〔劉統軍碑、銘〕卷二十七 四言)

D—3 :: 遊② (②) · 謳④ · 讎③ · 夫⑤ · 都⑤ (〔劉統軍碑、銘〕卷二十七 四言)

D—4…惡⑤・闕⑮・宅⑤・錫⑯〔劉統軍碑、銘〕卷二十七
四言)

蒸部 (段玉裁第六部)

E—1…中⑨・丞⑥・憑⑥〔劉統軍碑、銘〕卷二十七 四言)
E—2…從⑨・恒⑥・能⑥〔扶風郡夫人墓誌銘〕卷二十八
四言)

談部 (段玉裁第八部)

F—1…堅⑫・嚴⑧〔故江南西道觀察使贈左散騎常侍太原王公
墓誌銘〕卷三十三 四言)

東部・冬部 (段玉裁第九部)

G—1…揚⑩・宗⑨〔施先生墓銘〕卷二十四 四言)
G—2…公⑨・唐⑩〔司徒兼侍中書令贈太尉許國公神道碑銘〕
卷三十二 四言)

陽部 (段玉裁第十部)

H—1…方⑩・爽⑩・慶⑩〔唐故檢校尚書左僕射右龍武軍統軍
劉公墓誌銘〕卷二十九 四言)

韓愈の擬古用韻について (水谷)

H—2…杭⑩・蟠⑭〔柳州羅池廟碑〕卷三十一 雜言)

元部 (段玉裁第十四部)

J—1…顛⑫・縣⑭・存⑬・耽⑧・頑⑭〔衢州徐偃王廟碑、
銘〕卷二十七 四言)

脂部・微部 (段玉裁第十五部)

K—1…異①・鼻⑮・退⑮・事①・勢⑮・外⑮・居⑤・
噫①・帥⑮・計⑮〔劉統軍碑、銘〕卷二十七 四言)
K—2…熱⑮・絶⑤〔劉統軍碑、銘〕卷二十七 四言)

三

本節では、筆者が想定した所の擬古的用韻の材料について、
わずかな例でしかないが、とりあえず用例ごと列挙し
若干の注釋を加えてみることにする。

A—3…『詩』「小雅・六月」服・急⑦

これらは、ともに**ɪ*-系入類と**ɛ*-系入類との合韻例である。
ɪ*-系入類とɛ*-系入類との合韻は、上古音でも
(もちろん中古音でも)比較的少なく特例と見なしうるもの
である。したがって、この種の特例の先行例として、「六月」

があるわけであり、これを韓愈は参照したものと思われる。なお、上古音では、「急」は、侵部（段氏七部）の入類であり、「業」は、談部（段氏八部）の入類である。

A16:『左傳』「昭公三年、讒鼎之銘」世・怠

ここでの用例は、ともに銘であることにとも、A16での韻字と『左傳』での韻字とともに「台」の諧聲符が用いられていることに注目したい。つまり、韓愈は、諧聲符が共通であれば、その上古音での韻は共通であるとの見解を持ち、ここでの擬古的用韻に用いることが可能であると思つたからであろうからである。中古音では、「始」(之韻)と「怠」(海韻)とは大きく韻を異にしており、通常許容押韻範囲とはならない。

A17:『詩』「鄭風・女曰雞鳴」來・贈⁽⁸⁾

A17の「等」をここでは海韻と見なさない。つまり、「等」を陽類の等韻と見なす。よって、これらの用例は、ともに陰類と陽類の合韻例になる。中古音では、「宰」(海韻・上聲)、「來」(哈韻・平聲)は、四聲相配の同韻である。また、「等」(等韻・上聲)「贈」(嶝韻・去聲)も、四聲相配の同韻となる。このような同韻文字の選擇を経て、韓愈は、「女曰雞鳴」での用例を参考にして、A17で見る合韻をな

したのであろう。

ところが、ここで注目したいのは、『詩』での用例は之部と蒸部との古合韻となるだけであるが、何と段氏の分部では、このA17の韓愈の例がともに之部の同部になる。この同部が、單なる偶然によつてもたらされたものか、それともいろいろと考えぬかれた上での選擇であるのか、にわかには判定できない。しかし、少なくとも「等」に海韻の又音があること、「等」には寺の諧聲符を持つと見なしたことが影響しているであろう。ちなみに、『說文解字注』(五篇上)では、「等」を之部(段氏第一部)とすることについて、

(等) 古在一部、止韻。音變入海韻。音轉入等韻。

と述べる。『說文』では、「等」を會意文字とするが、段氏は「寺」を諧聲符でもあると見なしたのであろう。

一方、「宰」についていえば、『詩』「小雅・十月之交」で「士・宰・史・氏・處」という用韻例がある。これは、之部・魚部の合韻であるが、この中に「宰」が韻字として見えている。このように、韓愈は、擬古的用韻をする際に、信頼しうる先行例に依據していることがわかる。しかも、それは單なる模倣ではなく、自己の學識に則つてなされているといえよう。

A—8…『詩』「鄭風・將仲子」子・里・母……

「母」は、上古音では之部に屬する。よって、「母」の押韻例も多い。⁽¹⁰⁾「將仲子」もその一例にすぎない。

A—9…『大戴禮』卷六「武王踐祚、牖之銘」時・財・時
「材」と「財」は、『廣韻』では同じ小韻の同音字である。

したがって、相互に使用することは可能である。また、『詩』
「大雅・召旻」に「時・茲」の用韻例がある。A—9は、以
上の二用例の總合化であろう。

A—10…『詩』「周頌・載芟」以・婦・士……

之部と魚部「處」との合韻例は、A—7での「十月之交」
において示したので、ここでは「婦」での用韻例を挙げた。

C—3…『詩』「邶風・擊鼓」手・老

「守」と「手」は、『廣韻』では同音字である。また、「考」
と「老」は、『説文』では轉注例となっている。⁽¹¹⁾しかも、韓
愈の用いた「考」は、「老」を諧聲符に持つ文字である。こ
の點で、韓愈の擬古的用韻は無理のないものといえよう。

D—2…『詩』「周南・漢廣」楚・馬

「語」と「楚」は、『廣韻』では同じ語韻の所屬である。ま
た、「語」自體も、『詩』「大雅・公劉」などで韻字として見
える。

韓愈の擬古用韻について（水谷）

G—1・G—2…東方朔「七諫・謬諫」揚・通⁽¹²⁾

この二例は、前漢の東方朔の用韻例に基づいたと思われる
が、この東方朔の「七諫」が『楚辭』に收められていること
から、いままでの『詩』などの用韻に準じるものとの扱いを
うけたのであろう。

最後に、『朱文公校昌黎先生集』には、注(5)、(6)に示
すように擬古的用韻の指摘があるが、(5)での場合は、果た
して注に示された用例を参考にしたか否かはわからないが、
(6)の場合は、おおむね納得しうるものである。また、注
(4)については、筆者としては定見がなく、考を待ちたい。

四

以上、三十一例中十例について述べるだけであり、韓愈の
擬古的用韻の全體に迫るものとはとうていいいえないものであ
ろう。しかし、この少ない舉例の中からも、韓愈の擬古的用
韻の方法について知りうるものがあるので、以下に書きとめ
ておきたい。

韓愈の擬古的用韻の大部分は、『詩經』をはじめとする先
秦の文獻に見えるものに基づいているといえる。ただし、こ
の種の先行例をそのまま利用するのではなくて、諧聲符をな

かたちとして別の文字に置き換えることを好んでしている。さらには、諧聲符をなかたちとしない場合は、切韻系韻書での同音字または同韻字に置き換えることをするもある。

以上、韓愈の「銘」における擬古的用韻についてのメモとして報告したが、さらに古體詩なども視野に入れた形で研究を進めていきたい。⁽¹³⁾

(注)

(1) もっとも、韓愈の古體詩に、擬古的用韻例がないわけではない。十一首と少数であるが、以下に示すように、筆者の調べたものを詩題・韻目ごとに列挙する。

- 〔平聲〕「嗟哉董生行」(五言) 1 東・14 清／「此日足可惜贈張籍」(五言) 「月蝕詩效玉川子作」(七言) 1 東・3 鍾・4 江・10 陽・11 唐・12 庚・13 耕・14 清・15 青／「驚驥」(五言) 9 魚・10 虞・18 尤・19 侯／「嗟哉董生行」(五言) 4 宵・18 尤／「三星行」(四言) 10 陽・26 桓／「寄崔二十六立之」(五言) 5 支・8 語／「月蝕詩效玉川子作」(七言) 7 歌・8 戈・9 麻・4 覺・11 沒／「孟生詩」(五言) 21 侵・22 覃(兩字)
- 〔上聲〕「元和聖德詩」(四言) 8 語・9 慶・10 姥・33 哿・34 果・35 馬・44 有・45 厚・46 黠・7 歌／「琴操其四」(雜言) 9 慶・35 馬
- 〔入聲〕「古風」(五言) 5 質・24 職／「招揚之……」(五言)

1 屋・12 曷

以上のように、四言よりも五言が多く、七言は例外といえる。もちろん、これらの擬古用韻の韻字ごとに調査をしなれば、古體詩における擬古用韻の特色について述べることはできない。

(2) たとえば、「信」が平聲韻との間で押韻している例がある。詳しくは、『増修互註禮部韻略』増入・重増札記(五)『創價大學外國語學科紀要』六、一九九六年三月に掲載決定)での「信」の項参照。

(3) たとえば、A-1-1: 「清邊郡王楊燕奇碑文、銘」の換韻部分に見える支韻・齊韻の合韻例など。

(4) 『昌黎先生集』の注では次のようにある。

方云、此銘有美王公不用韻、末章三語分兩韻、例又異也。○今按銘之卒章「績」・「石」二句、雖自叶韻、而未句「高」字、仍與「勞」・「滔」韻叶、非有異也。

(5) 『昌黎先生集』の注では次のようにある。

此銘以「家」叶「離」。『方言』「罹」謂之「羅」、「羅」謂之「罹」。蓋古音通也。○今按『詩』「兔置」及『楚詞』、多此類。

(6) 『昌黎先生集』の注では次のようにある。

「慶」讀若「羌」。「離騷」云、慶天悴而喪榮。沈存中云、古人諧聲、如「慶」字多與「章」字協韻。孝孫有慶、萬壽無疆、黍稷稻粱、農夫之慶、是也。『集韻』並入平聲。

水谷誠『増修五註禮部韻略』増入・重増札記(一)』(『創
價大學外國語學科紀要』二一九九二年)一四三頁参照。

(7) ちなみに、「台」自體は、『廣韻』では之韻・哈韻兩層であ
る。この點も、多少影響があるかもしれない。

(8) 「等」が海韻の所屬となれば、「宰」も海韻の所屬であるか
ら、押韻上何の問題もなくなる。しかし、「銘」において多
くの擬古的用韻例があることも念頭に置いて、韓愈の場合、
僻音の海韻の「等」を用いることよりも、『詩經』の先行例
があればこれを参考にする方が、可能性としては高いと思わ
れる。

(9) さらにいえば、「寺」は、之の諧聲符を持つ。

(10) 参照、『六書音均表』『詩經韻分十七部表』での第一部での
古本韻での「母」の項。

(11) ただし、韓愈が轉注をどのように考えたか、現在の筆者に
は全く準備がないためこの事實を指摘するにとどめる。

(12) 「七諫」には、このほか二例の陽部・東部合韻例がある。
参照、羅常培・周祖謨『漢魏晉南北朝韻部演變研究 第一分
冊』(科學出版社 一九五八年)一八八頁。

(13) 備忘のために述べれば、同時代の文學者・白居易は、自ら
の古體詩において中古音からはズレのある當時の音を用いた
作品(たとえば「琵琶行」)を作る一方で、散文では「湯征」
の復元を試みるというように、擬「古」に對する姿勢が韓愈
とは異なっているように思われる。本來ならば、このような

韓愈の擬古用韻について(水谷)

視點のもとに論が進められたなら興味あるものとなつたであ
らう。